

## 第 6 回阿蘇市議会会議録

1. 平成 27 年 12 月 7 日 午前 10 時 00 分 招集
2. 平成 27 年 12 月 7 日 午前 10 時 00 分 開議
3. 平成 27 年 12 月 7 日 午後 1 時 40 分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

### 出席議員

2 番	竹 原 祐 一	3 番	岩 下 礼 治
4 番	谷 崎 利 浩	5 番	園 田 浩 文
6 番	菅 敏 徳	7 番	市 原 正
8 番	森 元 秀 一	9 番	河 崎 徳 雄
10 番	大 倉 幸 也	11 番	湯 浅 正 司
12 番	田 中 弘 子	13 番	五 嶋 義 行
14 番	高 宮 正 行	15 番	古 澤 國 義
16 番	阿 南 誠 藏	17 番	古 木 孝 宏
18 番	田 中 則 次	19 番	井 手 明 廣
20 番	藏 原 博 敏		

### 欠席議員

1 番 立 石 昭 夫

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	宮 川 清 喜
教 育 長	阿 南 誠 一 郎	総 務 部 長	和 田 一 彦
市 民 部 長	佐 藤 菊 男	経 済 部 長	吉 良 玲 二
土 木 部 長	伊 藤 繁 樹	教 育 部 長	園 田 羊 一 生
総 務 課 長	高 木 洋	福 祉 課 長	山 口 貴 生
農 政 課 長	本 山 英 二	建 設 課 長	阿 部 節 生
財 政 課 長	宮 崎 隆	教 育 課 長	日 田 勝 也
会 計 課 長	井 八 夫	農 業 委 員 会 事 務 局 長	田 口 求
税 務 課 長	藤 井 栄 治	ほ け ん 課 長	藤 田 浩 司
観 光 課 長	市 原 巧	住 環 境 課 長	古 閑 政 則
市 民 課 長	岩 下 ま ゆ み	ま ち づ くり 課 長	佐 伯 寛 文
水 道 課 長	丸 野 雄 司	阿 蘇 医 療 セ ン タ ー 事 務 局 長	井 野 孝 文

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二                      議会事務局長 本 田 良 治  
書 記 佐 藤 由 美

## 9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 報告第 19 号 専決処分の報告について
- 日程第 2 議案第 81 号 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 82 号 阿蘇市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 83 号 阿蘇市税条例等の一部改正について
- 日程第 5 議案第 84 号 災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 85 号 阿蘇市国民健康保険税条例等の一部改正について
- 日程第 7 議案第 86 号 阿蘇市支援費支給条例の廃止について
- 日程第 8 議案第 87 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 88 号 阿蘇市下水道条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 89 号 阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 90 号 平成 27 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- 日程第 12 議案第 91 号 平成 27 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 13 議案第 92 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 14 議案第 93 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- 日程第 15 議案第 94 号 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- 日程第 16 議案第 95 号 平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- 日程第 17 議案第 96 号 平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- 日程第 18 議案第 97 号 平成 27 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- 日程第 19 陳情第 1 号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書
- 日程第 20 請願第 5 号 「TPP「大筋合意」の撤回を求める意見書」を国会に要請する請願書

## 午前 10 時 00 分 開議

### 1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） 議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。1 番、立石昭夫君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けておりますことを報告いたします。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

追加議案等の取り扱いにつきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

本日、午前 9 時半より議会運営委員会を開催いたしました。その経過と結果についてご報告を申し上げます。

執行部から追加議案の提出がありましたので、本日、議案書の配付を行い、16 日の委員長報告の後に日程に追加して議題とすることにいたしました。

また、追加議案の審議につきましては、委員会付託は省略いたしまして採決することといたしました。

12 月 1 日に相手方があって和解が成立したということで、本日になりました。その点、議員の皆さま方にはご了解をお願いいたしたいと思っております。

以上で、議会運営委員会の会議の結果についてご報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 追加議案等の取り扱いにつきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議なしと認めます。

従って、追加議案等の取り扱いにつきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

### 日程第 1 報告第 19 号 専決処分の報告について

○議長（藏原博敏君） 日程第 1、報告第 19 号「専決処分の報告について」を議題といたします。

土木部建設課長の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（阿部節生君） おはようございます。

ただ今議題とさせていただきます報告第 19 号「専決処分の報告について」ご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお願いいたします。

本件は、平成 27 年 7 月 27 日、阿蘇市一の宮町三野市道北山山鹿線エルパティオ牧場附近において発生した車両の物損事故について、同年 10 月 9 日に示談が成立。地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき専決処分しましたので、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

詳しくは、2 ページをお願いいたします。2 ページの専決処分書に基づき、ご説明申し上げます。

市は、平成 27 年 10 月 9 日、阿蘇市一の宮町三野（市道北山山鹿線エルパティオ牧場附近）において発生した車両の物損事故による損害賠償の額と、それに伴う和解事項を次のとおり決定する。

1、損害賠償の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

2、事故の詳細につきましてご説明申し上げます。平成 27 年 7 月 27 日午後 5 時 00 分ごろ、阿蘇市一の宮町三野（市道北山山鹿線エルパティオ牧場附近）において、甲の運転する車両が対向車と離合する際、中央線付近に生じていた陥没箇所により右前輪等を損傷し、車両の所有者である甲に損害を与えたものであります。

3、損害賠償の額。甲の損害金 7 万 5,276 円のうち市は甲に 5 万 2,693 円を支払う。甲の過失割合は 7 割となっております。7 割の 5 万 2,693 円となっておりますが、これにつきましては全額が全国町村会の総合賠償保険において支払われるものであります。

4、和解事項としまして、本件事故に関して、今後双方とも裁判上、または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認するとなっております。

以上、ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番、市原です。

陥没箇所があって、そこに車両が落ちてというような、いつも出てくる専決のパターンですけれども、この陥没箇所、いつごろからできていたのか。対応はできなかったのかということを確認をしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） この北山山鹿線エルパティオ牧場附近につきましては、非常に産山村と結ぶ路線ということで車両の通行が多い路線でございます。かなり舗装も損傷いたしておりまして、修繕等適宜行っているところでございますが、当日、この日は雨降りでございます。その日、水たまりができた箇所に穴が開いたというようなことで、事故によってその穴が判明したような状況がございまして、ちょっとこちらがそこまで手が回らなかったという現状がございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 手が回らなかったということですけど、大体安心・安全なまちづくりということもうたってありますので、危険箇所はなくしていかないといけないと思うんですが、全体的にどのぐらい今あると把握しておられますか。金額的にも、箇所的にも、お願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 金額的という部分がちょっと把握できておりません、申し訳ないですけど。ただ、前も説明しましたが、今3名の嘱託員で適宜パトロールを行っておりますし、原材料費におきましては500万円を超えるような金額で、これは採石等も含めましてですけれども、総額それぐらいの金額をつぎ込みながら、穴ぼこ補修なり、でこぼこの補修なりという部分は現在行っているところでございます。ちょっと詳細な数字につきましては、把握しておりません。申し訳ございません。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今回、補正予算で維持管理費が60万円ぐらい減額になっていると思うんですが、人員とか、こうやって事故が起きていますので、下手したら人命にも関わるような事故も起きかねませんので、人員を増やすとか、予算を増やすとかして対応したほうがいいんじゃないかと思うんですけど、そこらあたりいかがですか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） 議員が言われました今回の補正につきましては、維持費の減額は行っておりません。財源の変更を行っているだけで、特にこの維持予算というのには今後力を入れていかなければならないと思っておりますし、来年度は社会資本整備交付金あたりも活用しながら、規模の大きいところは舗装の打ち替えを、そういうのを入れながらやっついこうと思っておりますし、パトロールにつきましても増員が図れないかということで、現在検討しているところでございます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） 6番議員、菅でございます。

この件について、2点ほど質問させていただきます。この物損の場合は保険会社が中に入るとは思いますが、過失割合の算定基準というか、それは保険会社がするものか。

それと、この車の損害額などを査定する場合、この市の専門の査定業者がいるのか。

その2点をお伺いいたします。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） この補償額の算定につきましては、全国町村会のほうから保険に委託しております損保ジャパンのほうで、もちろん難しい案件につきましては顧問弁護士もいらっしゃいますけれども、大体過失割合を決めていただいております。この件につきましては、大体舗装の穴ぼこというのは、よっぽど夜中とかでない限りは10割というのはございませんで、今回の7割というのも夕方までまだ見えていたと。ただ霧があつたり、水たまり

があったというようなことで若干の相手方の過失割合を3割見て、市の割合が7割という形で出しております。

被害額の算定につきましては、一応相手方の見積りを保険会社のほうで中身の妥当性を見ただけで、それに過失割合を掛けて出しているというような状況で、市の顧問のそういう方はいらっしゃいません。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） それで、やはり査定するのに付き合いの自動車会社に依頼するわけですね、見積りとか依頼するじゃなかですか。そうすると、やはりその見積額が少し大きくなるんじゃないかなと危惧するところがございます。だから、やはり市の査定する、その本来に査定するような機関を設けたほうがかえっていいんじゃないかなという思いがしたもので質問したわけですが、その点いかがでしょうか。

○議長（藏原博敏君） 建設課長。

○建設課長（阿部節生君） その件につきましては、保険会社のほうで、保険会社の専門のそういう機関というところで妥当性を見ただけでございますので、極端におかしい見積りというのは当然そちらのほうからチェックが入るようになっておりますので。逆に私どもが素人でどうのこうのというか、特定の方というのはなかなか難しい部分がありますので、そこは保険会社にお任せをしております。今回の件につきましては、フロントサスペンションとベアリング等を傷めておまして、私どもも見積りを見たんですけど、結構車の年式が古く、中古の部品を使用されているというようなことで、レッカー台を含めても安く上がっているんじゃないかというふうには思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） この路線につきましては、私は昨年春、菊池まで仕事で何度も通ったわけですが、もうその際にも大きな陥没がありました。そのもっと手前のほうにも陥没がありまして、これ直前にできた陥没でないと思っています。このような箇所というのが多々ありまして、長年にわたって同じ状態であるということは非常に危惧しているところです。先ほどもお話がありましたように、こういう箇所の修復については死亡事故にもつながるようなことも考えられますので、何としても補修予算を増額して、増員して、道路として市道が730 km～740 kmということで非常に長いわけですが、私もこの部分について市道であったかどうかというのも分からなかったんですけども、今後は私自身も気を付けていきたいと思っておりますけれども、市としてもどんどん修復予算を高めていただきたいということであります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 答弁ありますか。建設課長。

○建設課長（阿部節生君） この道路につきましては、議員もご指摘のように、平成24年の災害のときに滝室坂の迂回路として使われた路線でございますので、非常に大型車あたりの通行が多くなったということで、一部国土交通省により舗装の打ち替えあたりもやっていた

いている路線でございます。ただそのとき、程度がよかったという部分が残っておりまして、現在その部分が非常に傷んでおりまして、穴ぼこあたりが出てきているというようなことで、先ほども言いましたように、来年度以降、新たな事業の導入を検討しながら、国のほうにも要望しておりますので、そういう部分も含めて維持管理には努めてまいりたいと思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

## 日程第2 議案第81号 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（藏原博敏君） 日程第2、議案第81号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） おはようございます。

ただ今議題としていただきました議案第81号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案集の3ページから12ページまでとなっております。

まず、提案理由でございますが、12ページのほうをお開きいただきたいと思います。本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものでございます。この番号法につきましては、非常にマイナンバーの取り扱いが厳しくなっております。市の行政機関が個人番号及び特定個人情報を利用する場合には、法の規定によりまして個別に条例で定めるということになっておりますが、この事務につきまして、今回条例として提案させていただきます。

3ページにお戻りいただきたいと思います。順次内容についてご説明申し上げます。

まず、第1条趣旨でございます。この条例は、法律に基づきまして個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるところでございます。

2条は、文言の定義でございます。

それから第3条、市の責務ということで、市は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、適正な取り扱いをするとともに、人々の連携を図りながら、自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施することにしております。

第4条に、個人番号の利用範囲ということを決めております。個人番号をどのような事務

に利用するかというところをこの別表の中で規定しているところでございます。

まず、5 ページから 6 ページをお開きいただきたいと思います。別表第 1、この中に阿蘇市がどういった事務に特定個人情報を利用するかというところを列記しているところでございます。全部で 20 項目ございます。この事務に関しまして、個人番号及び特定個人情報を利用していくというところでございます。

それから、6 ページから 12 ページにかけまして、先ほど別表 1 でありました二重の事務に関して、ではどういった特定個人情報を使うかということが細かく規定されているところでございます。例えば、別表第 1 の一番上にあります 1 の事務については、6 ページの一番上にありますように、この事務については特定個人情報としては、一番右欄に書いてございますが、住民票の情報を使います。それから、地方税関係の情報を使います。それから、3 番目に生活保護関係の情報に使いますというふうに、それぞれの事務にどういった特定個人情報を利用するかということも明記いたしまして、情報の保護に努めているところでございます。

それから申し訳ございません、7 ページの表の一番右欄、上から 4 行目のところに横の線が入っておりますが、これちょっと間違いでございまして、ここのところはちょっと削除をお願いしたいというふうに思います。

それから、次に第 5 条、特定個人情報の提供ということでございますが、市長部局あるいは教育委員会、これがお互いの情報を共有する、あるいは提供する場合にも、この条例で定めるということでございます。この内容につきましては、12 ページの別表第 3 のほうに規定がございます。これは、一番上の例えば例でございまして、教育委員会が学校教育に基づく学齢簿の編制をする場合には、市長部局から住民票関係の情報の提供を受けることができるというような書き方になっております。こういったものにつきまして 4 項目定めているところでございます。

あと第 6 条で、この条例の施行に関し、必要な事項については、市長が別途定めるということでございます。施行期日につきましては、平成 28 年 1 月 1 日から施行するというようになっております。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりました。なお、本案以降につきましては、ご承知のように会議中の日程に従って、各常任委員会に付託されます。従って、自己の委員会の件についての質疑はご遠慮願いたいと思います。

これより質疑を行います。

谷崎利浩君。

○4 番（谷崎利浩君） 4 番、谷崎です。

ちょっと内容的に難しいなと思うんですが、三つほどお尋ねします。

まず一つは、市長部局には市役所と理解してよろしいんでしょうかというのが一つです。

もう一つは、これによって、例えばいろいろな申請をするときに、今までだったら住民票を持ってこないかん、所得証明書を持ってこないかんとか、何かを申請するときに個人がそ

れぞれ書類を持ってきて提出していたんですけど、学校関係でもそうだったと思うんですが、補助金とかいろいろですね。それをしなくてよくなるということなのかというのが2問目ですね。

そして、先日、住基ネットを使った問題がありましたけれども、住民票を閲覧して住所に書類を送ったとかいう問題が起きましたけれども、この住基ネットとの関わり合いはどうなっていくのか。住基ネットについては、先日聞いたところ、罰金とか罰則はないと聞いたんですが、マイナンバーは罰則があるということで、マイナンバーのほうに適用して、住基ネット関係を扱った場合、違反した場合、厳しくなるのか。住基ネットの法律とマイナンバーの法律は全く別なのか。その点についてお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） おはようございます。

まず、1点目の質問についてお答えをさせていただきます。

まず市長部局、教育委員会、こういったふうにありますけれども、阿蘇市全体が市長部局ではありません。あくまでも市長部局、俗に言う首長部局になってくるかと思えます。それと別に、各行政委員会がございます。行政委員会と申し上げますのが教育委員会だったり、農業委員会、また監査委員事務局、そういったあたりがまた別の組織ということになってきておりますので、今回はあくまでも市長部局ということで、文書あたりが市長名で出したりする文書関係の局になってきます。

あと、手続きの簡素化につきましては、第4条の中でこういったことを条例上規定することによって、これまで必要であった住民票であるとか税の情報、条例でこの形で定めることによって初めてペーパーを省略してそれぞれデータのやりとり、確認ができるようになるというふうにご認識のお願いをしたいと思います。この条例の4ページの第4項のほうに書いてあります。特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規定により当該特定個人情報と同一の内容を情報を含む書面の提供が義務づけられたときには、当該書面の提出があったものとみなすということで、提出が不要になってくるというふうにご認識をお願いしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 市民課長。

○市民課長（岩下まゆみ君） 住民票を担当しております市民課でございます。

先ほどお尋ねがありました件ですが、住基ネットと住民基本台帳というのは、またちょっと別のものでございまして、先日閲覧をしたということで公表したものは、住民基本台帳の情報をパソコン上で閲覧したということでありまして、住基ネットというのは全国の住民基本台帳がつながっているものでございまして、住基ネットは市民課の限られた権限を持っている職員しか操作等ができないようにセキュリティを厳しくしております。

以上でございます。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） もう一度市長部局とほかの市の部、市民部とか保健課とかいろいろあると思うんですけど、そのつながり、違いをもう一度説明願いますか。

それとも一つ、住基ネットと住民基本台帳と、結局このマイナンバーは、それぞれ違うということではないですか。

○議長（藏原博敏君） 総務部長。

○総務部長（和田一彦君） 市長部局等の意味でございますが、市長部局というのは一般的に阿蘇市にある課全体はほとんど市長部局でございます。総務課、ほけん課、農政課、ほとんどが市長部局でございます。行政委員会は、先ほどお話がありましたように教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、そういった別にトップになる方がいらっしゃるところが行政委員会ということで、市長部局とは切り離されているというふうにご理解いただきたいと思っております。

それから、住基ネット等の話でございますが、住基ネットは先ほどお話がありましたように全然別の仕組みということでございまして、この前事件がございました件につきましては、住民基本台帳の、いわゆる阿蘇市内のネットワークを閲覧したということでございます。当該事件を起こした職員につきましては、当然そこを見る、職務上見る立場にあったということでございまして、全く権限がない方が見たということではございません。普通の事務の中で住基を検索する必要があるものですから、そういう権限は与えてあったということで、見た情報を個人的に利用してしまったというところでございます。

それから、住民基本台帳の取り扱いについては、今回マイナンバー制が施行されるということで、非常に厳しく取り扱うように国のほうからも改めて指導が来ております。個人情報については罰則があるということで、住民基本台帳法上はそういったものがないような話でございますが、阿蘇市の取り扱いとしては、新たに懲戒処分の規定の見直し等を行いながら、こういった情報漏洩、不正な取り扱いが起きないように抑止になるような政策も考えていかなければならないというふうには考えているところでございます。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

### 日程第3 議案第82号 阿蘇市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第3、議案第82号「阿蘇市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました議案第82号「阿蘇市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の13ページから14ページとなっております。

まず提案理由でございますが、本件は停職の期間を国に準じた取り扱いとし、あわせて主

要の改正を行うため本条例の一部を改正するものであるというところでございます。

内容につきましては、14 ページのほうでご説明申し上げます。

現在は、懲戒処分には、停職、減給、戒告、免職と4つございます。この中の一つが停職でございますが、停職の期間につきましては現在の条例では1日以上6月未満というふうになっているところでございます。これまで阿蘇市において非常に重大な案件等が発生しまして、停職の期間、あるいは停職と免職の間が非常に開きがあるのではないかというふうな意見が内部等に出ておまして、これらについて他の自治体等の状況も踏まえまして検討いたしましたら、国の基準は1年以下になっているというところでございましたので、市といたしましても国に準じた形に改正をしようというところで、今回提案をさせてもらっているところでございます。内容につきましては、6月を1年に変更するというところでございます。

それから、附則の中の括弧書きにつきましては、時効というのがないので、ちょっと文言の修正ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

岩下礼治君。

○3番（岩下礼治君） 3番、岩下礼治です。

国がこのようになっているということは、承知しております。1日以上1年以下ということとなっております。従って、先ほどお話がありましたけれども、県内の市町村の実態もという話がありましたが、県内の市町村が1年以下というふうになっているところがどれぐらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 今回、6月を1年以下に変更する際に、県内の状況を調べさせていただきました。熊本県内においては、1年以下にしている自治体はありません。阿蘇市が初めてになってきます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありますか。

竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） 2番議員、竹原です。

今の処分についてですけど、この処分を決める査定期間というのは、この処分を決めるにあたって、市としてどういう基準、そしてどういう期間でこの処分の基準を決めているのか、その辺をちょっとお聞かせ願えますか。お願いします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 職員に、職員としてあるまじき行為があった場合には、市のほうで行政処分審査委員会というのがございます。その中で、阿蘇市の懲戒処分の指針に基づきまして処分対応を行うようにしております。この委員会も、1回ではなくて2回、3回、5回、6回と重ねた上で、慎重審議をした上で必要に応じて熊本県でありますとか、顧問弁護士あたりにも相談を持ちかけながら決定をしております。そしてその後、市長のほうにこういった結果でしたというふうにお伝え、決裁をいただくような方針でおります。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第4 議案第83号 阿蘇市税条例等の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第4、議案第83号「阿蘇市税条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました議案第83号「阿蘇市税条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の15ページから48ページまでになります。

まず提案理由でございますが、提案理由につきましては23ページに記載をしております。本件は、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法の施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、関係条例の規定を整備し、あわせて主要な改正を行うため、関係条例の一部を改正するものであるということでございます。

今回の条例改正につきましては、法の改正に合わせまして阿蘇市税条例の全体的な見直し等も行っております。その中にいろいろ文言等の整理も出てきているところでございますが、今回の税条例につきましては、主に5点ございます。まず1点が、地方税法の改正によりまして、徴収の猶予という規定があるわけでございますが、これまでは法の中で、地方税法の中で規定されておりました、条例の中では記載する必要がなかった項目でございますが、これが法の改正によりまして条例委任事項と、条例で定めなさいというふうになりましたので、これに伴って条例を追加規定するものでございます。

それから、税金を全納、1期以外の、例えば2期、3期、4期と1年分まとめて払うとか、前に払うとか、そういうことができるわけでございますが、この前納の規定につきまして、条例上明確な規定がありませんでしたので、それについて明文化するという部分でございます。

それから、3点目が税の減免申請期限の変更ということでございます。これまでは、税の減免を申請する場合には、納期の7日前までに手続きをしてくださいというふうに条例上なっておりました。ただ、納期限ぎりぎりに例えば軽自動車税の支払いに來られて減免申請が1週間前までにしてないときには減免が受けられないというふうなことでございましたので、そういった不合理を是正するために、納期限までは認めると、減免申請の提出期限を認めるというふうに変更するものでございます。

それから、4点目が原付自動車のナンバー、これを故意に紛失あるいは損傷した場合は弁償金を払うというふうな条例規定がございます。これをまだ1,000円というふうにしておりましたが、近隣の町村の状況、それからほかの自治体を見ますと、いわゆる実費弁償相当額というふうなところがございますので、この金額について変更するというところでござい

す。

それから、入湯税につきましても、現状に合わせて条例の改正を今回出しておるところでございます。それと、先ほど申しましたように条例全般の見直しに伴いまして文言の整理等を行っているところでございます。

内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

24 ページをお開きいただきたいと思えます。新旧対照表の中でご説明申し上げます。

まず、第 8 条から 13 条までにつきましては、先ほど申しました徴収の猶予という規定を新たに条例の中で定めるということになっておりますので、その部分でございます。徴収の猶予に関わる市の徴収金の分割納付または分割納入の方法ということで、これまでは地方税法に書いてあった部分を税条例の中で規定するものでございます。

まず、第 8 条につきましては、徴収猶予の方法について定めております。徴収の猶予につきましては、金額あるいは各月の金額、それと分割納付に関してできるというふうな規定をしております。それから、徴収期間の延長のやり方等も規定しているところでございます。

それから、一度決めた徴収の猶予につきましても、再度変更ができるということを第 3 項のほうで決めているところでございます。

それから、第 4 項、5 項につきましては、それらについては本人に通知すると、徴収猶予の方向がお互いの協議の中で決まったならば、それについてはきちんと通知をするということが規定されているところでございます。

それから第 9 条、これは徴収猶予の申請の手続きということで、徴収の猶予を申請しようとする場合の手続きが第 9 条に規定されております。それから、一番下のほうに第 6 号で書いてあります。徴収の猶予を受けようとする金額が 50 万円を超え、かつ徴収猶予期間が三月を超える場合には、担保の提供をするというふうに税法の規定がございます。これについて書いているところでございます。

それから、27 ページのほうにあります、職権による換価の猶予の手続きということが記載されています。これは換価の手続きということですので、いわゆる競売等の手続きになりますが、これにつきましても猶予ができるというふうな規定を定めているところであります。これは職権によって猶予をする場合、それから 28 ページ、12 条には申請によって理由があるから換価の猶予を申し出るという場合の手続きが定めてあるところでございます。

それから、29 ページの 18 条、31 条等につきましては、ここあたりは文言の整理ということで内容の変更はないところでございます。

それから、30 ページの第 42 条、ここに先ほど申しました納期前納付について明文化するというので、ここに個人の市民税について記載しているところでございます。

それから、31 ページの中段にございます、第 51 条のところですね、市民税の減免ということで、納期限前 7 日までにしておった申請期限を納期限までに変更するというところでございます。

それから、31 ページから 34 ページにつきましては、文言の整理ということでご理解をいただきたいと思えます。

それから、34 ページの第 70 条、これにつきましても、固定資産税を納期前に納付する場合、納付できるということを明文化したものでございます。

それから 71 条、これにつきましては、固定資産税の減免について納期限 7 日前を納期限までに改正するものでございます。

それから 36 ページにつきましては、軽自動車税の減免の申請期限の変更についてを 89 条、それから 90 条では、身体障害者等に対する軽自動車税の減免について定めているところでございます。

それから 37 ページの第 91 条、中段ちょっと下になりますが、原動機付き自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等の中で、下から 4 行目に弁償金として 1,000 円を納めなければならないという規定がございます。これにつきましては、実費相当額に変更するというところで 300 円に変更するところでございます。

それから、38 ページ、中段に特別土地保有税の減免ということで第 139 条の 3 に同様に納期限前 7 日前までの申請期限を納期限までに変更したところでございます。

それから、38 ページの中段ですね、入湯税の課税免除ということで、第 142 条の改正を行っているところでございます。これは、実運用と入湯税の実運用との整合性を図るために今回改正するものでございます。

まず、入湯税を課さない課税免除の規定でございます。入湯税の課税免除、これについては 142 条にあります。これまでは年齢 15 歳未満の者、いわゆる中学生以下は入湯税を取らないというふうになっていたところでございますが、これを年齢 12 歳未満の者に引き下げるということでございます。

それから、第 2 号を追加いたしまして、いろいろ書いてありますが、これは修学旅行の行事に参加している者については取らないということでございます。これまで中学生以下だったものを小学生以下のほうに課税免除年齢を引き下げるわけでございますが、これは実情にあったといいますか、入湯税を徴収するとき非常にこの人は対象か対象じゃないかと、非常に難しい部分を業者さんといいますか、設置者に求めることとなりますので、そういったものをなるべく簡素化するということでしております。小学生以下について引き下げるということでございます。

それから、入湯税の課税免除につきましては、この条例改正では関係ございませんけれども、第 3 号の中に共同浴場、それから一般公衆浴場に入湯する者については取らないということにしております。それから第 4 号で、主として入浴を目的として、その利用料金が 1,000 円以下の施設に入湯する者でも取らないということになっておりますので、これはどういうことかと申しますと、第 3 号はいわゆる内牧の街中にあります共同浴場ですね、こういったものに入ったときはもう入湯税は取りませんと。子どもから大人まで一切取りませんという規定でございます。それから第 4 号が、これは例えば温泉施設ですね、夢の湯とかアゼリアとか、あるいは民間の温泉だけの施設がありますけれども、それが 1,000 円を超えない入園料ならば、これも入湯税は取らないということで、今回の改正につきましては、いわゆる阿蘇市民についてはほとんど影響がないということで、いわゆる市外からお見えになった観光

客の皆さんに対してちょっと影響が出るのかなというふうに考えているところでございます。

それから、39 ページ入湯税の税率でございます。これも変更しております。入湯税の税率につきましては、ちょっと略と書いてありますけれども、基本的には1人1泊150円でございます。それから、休憩の場合が1人につき30円ということになっております。それと、改正前は高校生については全部30円というふうになっただけですけども、これもやはり通常の旅行客、家族の旅行客等が来られた場合に、やはりその判断が難しいということでございます。高校生につきましては改正案では修学旅行のお客さまだけには30円ということになっております。通常の旅行等で阿蘇市に来られた方につきましては、普通の大人扱いということで150円になるというふうな改正でございます。

それから、39条の下段から、あと45ページの19条の2の改正までにつきましては、文言の整理ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、45ページの下段のほうに、第2条阿蘇市税条例等の一部を改正する条例について規定がございます。これにつきましては、マイナンバーの通知に関する事項でございますけれども、法律で税の通知等についてはマイナンバーを記載しなくなったことに伴う改正でございます。これまでマイナンバー、特に法人番号でございますが、これについては納付書に記載しなさいというふうなことで指示もあっておまして、そのように条例等の改正を行ってきたところでございますが、今般変わりをまして納付書には法人番号等は記載しないというふうになりましたので、一度改正した条例案、これはまだ施行してないんですけども、施行していない条例案を今回改正して、法人番号を記載しないような方向にするというところでございます。

なかなか難しいところでございますけれども、ご審議方、よろしく願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第5 議案第84号 災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第5、議案第84号「災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました議案第84号「災害による被害者に対する阿蘇市税の減免に関する条例の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の40ページから51ページまでとなっております。

まず提案理由でございますが、50ページをお開きいただきたいと思います。本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の規定を整理し、併せて所要の改正を行うため本条例の一部を改正するものであるというところ

ろでございます。これは、やはりマイナンバー制の導入に伴いまして、減免申請に伴う様式の変更でございます。

内容につきましては、51 ページをお開きいただきたいと思います。新旧対照表でございますが、改正部分について文字が小さいということで、色を付けて示しております。これまで申請者につきましては住所と氏名ということでしたけれども、新たに番号、この番号につきましては下段のほうの注意書きのほうに規定しておりますけれども、この番号については、いわゆる個人番号のことで、あるいは法人番号のことであることを記載しているところでございます。

以上になります。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 6 議案第 85 号 阿蘇市国民健康保険税条例等の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 6、議案第 85 号「阿蘇市国民健康保険税条例等の一部改正について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（和田一彦君） ただ今議題としていただきました議案第 85 号「阿蘇市国民健康保険税条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。

議案集の 52 ページから 62 ページまでというふうになっております。

まず提案理由でございますが、54 ページに記載してございます。本件は、地方税法及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律に基づき、関係条例の規定を整理し、併せて所要の改正を行うため関係条例の一部を改正するものであるというところでございます。

内容については、55 ページからの新旧対照表によりご説明申し上げます。今回の改正の趣旨でございますけれども、国民健康保険税の均等割額及び平等割額については、世帯の所得に応じて 7 割、5 割、2 割の軽減措置というのが設けられております。地方税法の附則において、長期譲渡所得などの分離所得については、軽減を判定する所得に含むものとされており、市もこれに準じて運用してきたところでございます。しかし、本市の条例附則においては、第 23 条中の所得にそれらの分離所得を加える読替規定が一部欠落している部分等がございましたので、それらの錯誤を訂正するものでございます。

内容につきましては、55 ページの附則になります。今申しましたように、軽減世帯の判定をするときの所得の中に、まず第 4 条、上場株式等に関わる配当所得、これについても、いわゆる所得の算定に加えるという規定が下の方のアンダーライン、第 23 条中「及び山林所得」とあるのは、その山林所得に含めてこういったものも含まますということの読替規定でございます。

それから第5条につきましては、条約適用利子等についても、これも所得に加えるということで、内容的には利子所得、配当所得、譲渡所得等を含むということになっております。

それから56ページの下段からあります、第6条につきましても、同じく条約適用配当等についてということで、これについても条約適用の配当所得についても所得に加えるということでございます。

第7条でございますが、第7条には、いわゆる長期譲渡所得についても、計算上は所得に加えるということになっております。

それから58ページです、第9条については、株式等の譲渡に関わる所得、株の利益についても所得に加えますと。

それから59ページ、第12条では、先物取引に関わる雑所得についても所得に加えますということで規定しているところでございます。

それから、最後に第14条に土地の譲渡等に関する事業所得についても加えますというところでございます。

それから、60ページからの第2条の改正でございますが、これは阿蘇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例というのを平成26年中に一部条例改正を行っておりましたが、まだ施行はしていないわけでございますけれど、この中に一部こういった規定、同じような規定を書いておりましたので、これについては削除して、今回の条例改正一本で行うということで、今回のような第2条の改正規定をしたところでございます。

以上、ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第7 議案第86号 阿蘇市支援費支給条例の廃止について

○議長（藏原博敏君） 日程第7、議案第86号「阿蘇市支援費支給条例の廃止について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました議案第86号「阿蘇市支援費支給条例の廃止について」ご説明を申し上げます。

議案書の63ページのほうお願い申し上げます。

まず提案理由でございますが、本件は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に伴い、本条例を廃止するものでございます。本来、今申し上げました障害者自立支援法とありますが、これが施行されたときに本来は廃止すべきものでございましたが、今回のマイナンバー法等により例規の見直しを進めていく中で、廃止すべき条例であることがこのたび確認されましたので、今回廃止をご提案するものでございます。

よろしくご審議方、お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） この条例は、もう現在使われてない条例ということで理解してよろしいのでしょうか。これに新たに変わることによって条件が悪くなる方というのが出てくるのではないかと心配したんですけど、どうなのでしょう。

○議長（藏原博敏君） 福祉課長。

○福祉課長（山口貴生君） おはようございます。

ただ今のご質問でございますけれども、この条例につきましては現行運用は行っておりません。現行は、自立支援給付という形の条例で運用を行っておりますので、また内容についても自立支援給付に変わる中に、これまでのに加えて給付の対象とかも広がっておりますので、前より悪くなったということもございません。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をいたします。11時10分より再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藏原博敏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 日程第8 議案第87号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第8、議案第87号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（佐藤菊男君） ただ今議題としていただきました議案第87号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」ご説明を申し上げます。

議案集の64ページ、65ページのほうをお開きいただきたいと思います。

まず提案理由でございますが、本件は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、条例の規定を整理して、あわせて所要の改正を行うため本条例の一部の改正を行うものでございます。

65ページの新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思います。

今回改正する部分につきましては、第12条、第2項、第1号中「及び住所」とある部分を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改めるものでございます。

また、第 13 条第 2 項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については、納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前前月の 15 日までに、」を「納期限までに、」改めるものでございます。これは、減免の申請期限の部分でございます。

また、同項第 1 号中「及び住所」とある部分を「、住所及び個人番号」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第 1 条第 4 号の掲げる規定の施行の日、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。ただし、13 条の改正規定、同条第 2 項第 1 号に係る部分を除くは、平成 28 年から施行する。同条第 2 項第 1 号に係る部分につきましては、減免の世帯分でございます。

よろしくご審議方、お願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 9 議案第 88 号 阿蘇市下水道条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 9、議案第 88 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」を議題といたします。

土木部長の説明を求めます。

土木部長。

○土木部長（伊藤繁樹君） おはようございます。ただ今議題としていただきました議案第 88 号「阿蘇市下水道条例の一部改正について」をご説明いたします。

議案集の 66 ページ、67 ページになります。

提案理由でございます。本件は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

67 ページをご覧ください。新旧対照表でございます。除害施設の設置等の第 12 条でございまして、第 10 号に、トリクロロエチレン 10につき、今までが「0.3 mg以下」というところを「0.1 mg以下」というふうにしております。継続して排除し、公共下水道の使用する部分で、排除基準が一層厳しくなったというところでございます。

以上、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 10 議案第 89 号 阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する

### 条例の一部改正について

○議長（藏原博敏君） 日程第 10、議案第 89 号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

水道局長の説明を求めます。

水道局長。

○水道局長（伊藤繁樹君） ただ今議題としていただきました議案第 89 号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」をご説明いたします。

議案集の 68 ページ、69 ページでございます。

提案理由でございますけれども、本件は阿蘇市古城地区簡易水道の一部区域が阿蘇市上水道に移行したことに伴い、関係条例の規定を整理し、併せて所要の改正を行うため関係条例の一部を改正するものでございます。

69 ページの新旧対照表をご覧くださいと思います。この二つの条例は双方に関連がありますので、阿蘇市水道事業給水条例を第 1 条、そして阿蘇市水道事業の設置に関する条例を第 2 条として説明させていただきます。

下の表の第 2 条のほうから説明申し上げます。条例の経営の基本というところでございます。この中に掲げております給水区域の下線部分を改めております。「一の宮町宮地」を「宮地」に改め、このたび上水道に移行した「三野、北坂梨」を新たに追加しております。

次に、表の上のほう、第 1 条に関してご説明いたします。条例では料金の第 29 条ということになりますが、ここでは料金が掛かる地区名、1 号の下線部分を改めております。下線部分ですけれども、阿蘇市上水道につきましては、このたび上水道への移行をいたしました「三野、北坂梨」を加えております。それから、内牧上水道の中に一括して含まれておりました「三久保、小里」と、黒川上水の中に一括して含まれておりました「蔵原、竹原、西町、役犬原、乙姫」をそれぞれ表示することといたしております。また、市ノ川は永草の中に含まれているために外しております。これによりまして、第 1 条と第 2 条との整合性を取っておりますのでございます。

それから、1 号にあります残りの「小野田、狩尾、跡ヶ瀬、赤水」は、簡易水道ですので、ここでは別に表がございますので、第 2 条の阿蘇市簡易水道として給水区域とは別の表に定めております。

最後に、附則でございます。この条例は公布の日から施行し、平成 27 年 7 月 1 日から適用するとしております。7 月 1 日から適用する理由といたしましては、三野、北坂梨地区の本管工事は 6 月に施工しておりますが、個人が行う敷地内の工事、特に三野、北坂梨の地区では、本管工事が終わった後に集中しました。そのために、全世帯が上水道の移行準備が整ったのが 9 月でございました。本来なら供用開始の日を適用日とすべきではございますけれども、三野、北坂梨の給水区域の中には、財産区に属していなかったと、いわゆる別水源を使用していた方もいらっしゃいましたので、そういう方は 7 月には上水道の供給が可能となった方々がいらっしゃいます。随時 7 月から供給することとなりましたので、当然使用料も、

料金も発生したということでございます。このような理由で、7月1日に遡及して適用するということでございます。

以上、説明を終わりたいと思いますが、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第11 議案第90号 平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第11、議案第90号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お疲れさまです。ただ今議題とさせていただきました別冊1になります。議案第90号「平成27年度阿蘇市一般会計補正予算（第6号）について」ご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。第1条になりますが、既定の予算総額に4億860万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ190億8,230万1,000円といたしております。

4ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費でございます。この部分につきましては道路新設改良事業といたしまして、用地交渉等の関係で28年度への繰越しが想定されるため、限度額を計上いたしております。

9ページをお願いいたします。歳入歳出につきまして主なものをご説明いたします。

9ページの一番上から2段目になります。款14の国庫支出金、目2民生費国庫補助金の保育所等緊急整備事業補助金1億4,906万7,000円につきましては、当初予算で県補助金で計上しておりました分の国庫補助への組替えという形で、今回措置させていただいております。なお、従来より補助金額も増額となっております。事業は、YMCA黒川保育園新築事業分という形になります。

同じく国庫支出金の目8の教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金につきましては、今回1,264万円増額の1億774万円といたしております。この分につきましては、一の宮中学校耐震補強及び改修工事2期分の補助金、交付金という形になります。

10ページをお願いいたします。款15県支出金、目2民生費県補助金の保育所等緊急整備事業補助金の1億904万1,000円の減額につきましては、先ほど国庫のほうで説明いたしましたとおり国庫補助金への組替えという形で全額減額いたしております。

10ページから11ページの農業費補助金につきましては、歳出の欄で併せて説明をさせていただきます。

13ページをお願いいたします。13ページの一番上になります。款21市債になりますが、目1総務債の臨時財政対策債につきましては、本年度の発行額が確定いたしましたので、1億2,590万円を増額いたしまして5億2,590万円といたしております。

次の下の段ですが、保育所等緊急整備事業につきましては、今回国庫補助金が大幅に増額されたことに伴いまして、市債を全額減額するものでございます。従いまして、保育所等緊急整備事業につきましては、市債は発行しないという形を取らせていただいております。それ以降の事業につきましては、事業費の変動及び起債メニューの変更に伴うものでございます。

14 ページをお願いいたします。歳出になります。款 2 の総務費、目 1 の一般管理費の負担金補助及び交付金の阿蘇広域行政事務組合負担金の今回 225 万 9,000 円の増額につきましては、阿蘇広域行政事務組合内部の人事異動に伴う事業間の組替えによるものです。その影響を受けまして、款 4 の衛生費、または款 3 の民生費で減額を行っております。なお、トータルの阿蘇広域への負担金としての合計は減額という形になっております。

次に、一番下の段になります。目 11 光ネットワーク事業費の委託料 1,617 万 3,000 円の増額につきましては、光ケーブルの宅内引き込み、または撤去及び移転工事等の増額分という形になります。また、その下の備品購入費のお知らせ端末機器購入につきましては、ストック分も含め今回 150 台分を追加購入するものでございます。なお、当初予算の段階で半年間の実績を踏まえて今後対応するという形でしてございましたので、今回の増額補正という形になっております。

15 ページをお願いします。15 ページの中段になります。選挙費です。目 1 選挙管理委員会費の委託料になります。選挙人名簿システム改修委託料 76 万 5,000 円につきましては、来年の参議院選挙から施行されます選挙権年齢を 18 歳に引き下げることに伴うシステム改修費となります。なお、改修費の 2 分の 1 が県補助金で交付されますが、本年度中の改修が必要のため、今回計上という形をさせていただいております。

17 ページをお願いいたします。民生費になります。款 3 民生費、目 2 児童運営費の負担金補助及び交付金の中の保育所等緊急整備事業補助金、熊本 YMC A 黒川保育園の移転新築事業分でございますが、この 413 万 7,000 円の増額につきましては、補助対象経費が引き上げられたことによるものでございます。なお、歳入の欄で申し上げましたとおり、国庫補助金が増額されたため、市の負担分は減となります。

18 ページをお願いいたします。款 4 の衛生費です。目 12 水道費の繰出金の増額でございます。398 万 2,000 円今回増額をいたしております。この部分につきましては、一つは古城・三野地区の上水道切替えに伴う工事が当初予定してございました供用開始より遅れました関係上、10 月 1 日供用開始という形になったため、市負担分の水道使用料の増額が 398 万 2,000 円のうち 248 万 2,000 円となります。残りの 150 万円につきましては、波野簡易水道施設整備事業に対する補助金が減額されたため、歳入の市債の欄でも計上いたしておりますが、過疎債への組替えという形になります。その分の 150 万円を一般会計が借りて水道会計へ繰り出すという形になるものです。

19 ページをお願いいたします。農林水産業費です。款 5 農林水産業費の目 3 の農業振興費の負担金補助及び交付金についてご説明をいたします。

まず、農地中間管理事業機構集積協力金、今回 5,700 万円を増額させていただいております。

す。これは、新たに集落営農組合が法人化されたことによるものでございます。なお、財源につきましては、県補助金として全額同じ金額を計上いたしております。

その下の青年就農給付金につきましては、今回新規に11人追加となったため825万円を増額させていただいております。なお、この事業の財源につきましても、全額同じ金額を県補助金として計上させていただいております。

次のくまもと稼げる園芸産地育成対策事業費補助金のミニトマト分とイチゴ分につきましては、それぞれの機器の導入補助として市が6分の1を補助するものでございます。なお、3分の1を県補助金として市のほうで受け入れまして、県、市の分を合わせて補助するという形になっております。

20ページをお願いいたします。目5の農地費です。農地費の工事請負費につきましては、阿蘇広域農道整備工事、これは1期分になりますが、今回596万2,000円を増額いたしております。現在施工中でございますが、阿蘇西小学校前の部分になります。この部分につきましては、上水道管の移設や仮設道路の舗装等の変更に伴いまして、今回増額しているところでございます。なお、財源につきましては合併特例債を充当いたしております。

次に、一番下の段になります。中山間地域等直接支払交付金につきましては、例年計上しております分です。今年度分として2億5,530万6,000円を計上いたしております。財源につきましては、4分の3が県補助金、4分の1が市負担となります。この市の負担の4分の1につきましては、特別交付税に算定されます。

21ページをお願いいたします。21ページの一番上の段になります。目17です。経営基盤確立事業費の一の宮ガラス温室施設修繕整備工事につきましては、小規模零細地域対策関連事業費で整備された連棟ハウス施設でございます。経年劣化による腐食や火山灰の堆積もあることから、今回160万円を計上いたしまして整備するものでございます。

次に、林業費でございます。目2の林業振興費の報償費でございます。有害鳥獣捕獲報奨金につきましては、今年は特にイノシシとニホンジカが昨年度より増加いたしまして、既定の予算額に不足が生じたので、今回307万3,000円を増額いたしまして1,222万6,000円と計上いたしております。

22ページをお願いいたします。一番下の段になります。土木費です。目2の道路新設改良費の委託料でございますが、この委託料につきましては組替えを行っております。理由といたしましては、用地測量の進捗を図ることから、不動産鑑定業務の今年度分から600万円を減額いたしまして、用地測量業務委託料へ600万円を組み替えるものでございます。なお、2つの事業とも交付金対象となります。

23ページをお願いいたします。ちょうど中段になりますが、住宅費です。目1の住宅管理費の修繕料と工事請負費につきましては、通常の維持補修となります。現在、既定の予算額に不足が生じておりますので、それぞれ増額計上として今回計上させていただいております。

24ページをお願いいたします。教育費になります。目3の小学校建設費の委託料です。今回60万円計上させていただいておりますが、これは今後警察との協議の資料にもなりますが、新しい一の宮小学校前の信号と歩道の移設に関する道路改良設計の委託料として今回60万

円を計上いたしております。

26 ページをお願いいたします。中段の款 5 保健体育費、目 3 の給食センター費の修繕料です。今回 100 万円増額させていただいておりますが、これは浄化槽の操作盤の修繕、それと受水槽内の排水ピットポンプの修繕が必要なため 100 万円増額補正計上させていただいております。

以上、阿蘇市一般会計補正予算（第 6 号）につきましてご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

市原正君。

○7 番（市原 正君） 7 番、市原です。

2 点だけ質問をいたします。19 ページの青年就農給付金 11 名プラスということですが、現在何名いるのかという答弁をお願いします。

それから、21 ページの一の宮ガラス温室施設の整備事業ですが、どこのガラス温室なのか、その答弁をお願いします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） お答えいたします。

まず、19 ページの中程にあります青年就農給付金でございます。これにつきましては、平成 24 年から始まっておりますが、継続分としてこれまで 16 名、それから夫婦 1 組ということで、5 年間ということでやっておりますが、今回、新規の部分が 11 名になりますので、個人としましては 27 名、それから夫婦 1 組の方が給付の対象ですね。新規就農については、まだかなり多くおられますが、あくまでも給付を受けられる方が今の数字ということになります。

それから、21 ページの一の宮ガラス温室施設ですけど、これは昭和 63 年に小規模零細地域対策ということで、地域改善の部分で建てさせていただいたものでございます。運動公園から上に上りました桜ヶ水の途中の希望畜産の道反対にございます。そのガラスハウスの部分でございまして、施設が市の持ち物ということで、軽微な修繕は個人でしていただいておりますが、今回はどうしてもお年寄りの方が今やっておられまして、個人ではできないということで今回市のほうでさせていただくことになります。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

菅敏徳君。

○6 番（菅 敏徳君） 6 番議員、菅でございます。

2 点ほど質問させていただきます。

21 ページの農林水産費、林業振興費の中に有害鳥獣捕獲報奨金 300 万円の補正が組まれておりますが、捕獲頭数が多くなるのは非常によいことと思っておりますが、25 年度から 3 年間で報奨金が多くなっております。25 年度分が 171 万円、26 年度が県支出金などを合わせて 934 万円、27 年度が 1,226 万円と多額になっておりますが、この頭数も初年度と 26 年度を比較するとシカに関しては 3 倍近くになっております。イノシシも倍近くになっております。

そこで質問しますが、捕獲したときの検査ですね、検査証明などはどのような形で証明されているのかと、あと1点、その2行目下ですか、特用林産物施設化推進事業補助金ということですが、これはどのような施設化をされるか、50万円の予算ということで大したことではないのか分かりませんが、どのような施設化をされるのか、2点だけ質問いたします。

○議長（藏原博敏君） 農政課長。

○農政課長（本山英二君） お答えいたします。

21ページの有害鳥獣報奨金です。これについては、これまでかなり国の対策に則ってやったということで、先ほど市議が言われましたとおり26年、27年と多くなっております。今回、更に多くなったということで補正を上げていますが、まず検査の方法については、これまではしっぽを持ってきていただいて確認をするということですが、国の補助を受けたことによっては、必ずその個体個体1枚ずつに写真を撮ります。それから、日付とかも分かるようにしながら、また結果的には一緒ですね、しっぽを持ってきていただいて、それを確認して、私たちがいただいて、その中で確認をするということで、心配されるような二重交付とか、そういうことは全く不可能な検査の方法になっておりますので、その辺は大丈夫かというふうに思っております。

それから、特用につきましては、キクラゲ栽培用のハウスを今回申請をなされたということで、県の補助事業に則ったものでございます。これにつきましては、阿蘇カルデラきの生産組合ということで組合がございまして、その中でこれまで生キクラゲとか乾燥キクラゲの加工をしながら出荷をしておりましたが、経営的にはとんとんということですが、今回ハウスをやりまして、施設導入で安定した経営を図りたいということでされます。結果的に事業費としてハウス1棟、間口7.2mの20mのハウスでございまして、124万9,000円の事業費ということで、県が10分の3の補助、それから市のほうが10分の1以上の補助をしないとこの採択になりませんので、市として10分の1を上乗せ補助をするということでございます。

○議長（藏原博敏君） 菅敏徳君。

○6番（菅 敏徳君） キクラゲ栽培が阿蘇の特産品になるように、これから先、進めていただきたいと思っております。質問を終わります。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。3点ほど質問いたします。

まず市債、起債の件ですが、26年度3月の一般質問のときに質問いたしましたところ、27年度は確か15億円とどめたいという話だったんですが、今21億円になっております。6億円増えているわけなんですけれども、対策債が5億ちょっとありますので、そういったことも含めて、課長が言われた15億円というのは、対策債込みの金額だったと私は会話の流れで思っていますが、そのところはどういうふうにおられるのかというのが1点ですね。

2点目として、お知らせ端末の14ページです。光ネットワーク事業ですが、具体的に一般財源で1,800万円出ております。今後も負担が掛かるのか。今の説明では家屋への引込みの

光ケーブルの金額が増額になったということですが、今後引込みの増額があり得るのか。また維持管理として、維持管理委託料として書いてありますので、維持管理費とかも今後上がっていくのかというのをご質問いたします。

もう 1 点は 17 ページの児童運営費なのですが、その財源内訳の中でその他の減額 1,037 万 7,000 円、この金額は何なのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） お答えします。

15 億円につきましては、臨財債を除いた金額でできるだけ 15 億円以内に抑えたいという気持ちで申し上げております。今回 21 億円ほどになっておりますが、以前から申しましているとおり、この平成 27 年度の決算が一番起債の残高も大きくなります。従いまして、例年申しておりますが、ここ 3 年、4 年が起債の償還額も増えてくるという形でございますので、できるだけその金額内に抑えたいという形で、ちょうど市債の中の 13 ページの上から 2 段目の部分につきましても、起債対象にはなるんですが、保育園の部分ですね。この部分につきましても起債対象にはなるんですが、補助金が上がったという形で一般財源の負担が少なく済む関係上、起債は起こさないという形でできるだけ減らしている関係です。

それと 3 点目の、先ほど言いました財源の 1,000 万円ですね、その他の内訳につきましては、歳入の欄の 8 ページになります。8 ページの一番上にあります保育料の減額に伴う部分でございます。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 予算書の 14 ページ、下の段にあります、目 11 光ネットワーク事業費の中の委託料 1,617 万 3,000 円、これについてご説明を申し上げたいと思います。

光ネットワーク維持業務委託料ということで、この費用につきましてはお知らせ端末のまず設置の業務、引っ越しとか新築とか、そういった場合の設置の業務、また光ケーブルの修繕、撤去でありますとか引込線のたるみを直したりとか、支え金具を直したりとか、そういった分。それと、光ケーブルの移転業務、電柱の移転、工事に伴って移転する必要がある、そういった分の移転業務になってきます。この事業につきましては、平成 25 年までは阿蘇市が直営で事業をやっておりました。しかしながら、阿蘇市が直営となりますと手続的にも工事等に該当しますので、工事の日程調整であるとか、そういったことで 1 カ月半程度時間を要しておりました。どうしても利用者の方々の便宜を図る観点からですね、直接テレワークセンターのほうに委託を行いまして、迅速にできるように、そういうことでやっております。26 年度の決算額としまして 3,100 万円程度の委託料が必要になっております。これは、あくまでも事業の実績に基づきます。先ほど財政課長の説明もありましたけれども、本年度当初においてもいきなり決算見込額である三千数百万円組むんじゃないなくて、まず半年間の状況を見た上で、今後残り半年の予算を組もう、そういったところで当初予算のほうで 1,500 万円程度組んでありましたので、今回最終的な決算の見込額、半年を経過した上での見込額ということで 1,617 万 3,000 円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 市債の件ですけれども、では一応 21 億円ですけれども、対策債が 5 億円ぐらいあるので、16 億円ぐらいと理解しとっていいということですね。それにしても去年が 1 億円△なので、今年 1 億円のプラスでもプラマイゼロかなと私自身は思っているんですが、ただですね、最後になって予備費を起債して積み上げますよね。25 年度末では 3 億 5,000 万円予備費にするのに、たしか 1 億 5,000 万円ぐらい起債を発行して予備費を積み上げています。昨年度は予備費が 1 億 2,000 万円ぐらいだったと思うんですけど、そのままが終わったと思います。今年は予備費が 1 億 6,000 万円ぐらいなので、またそれを 1 億円ぐらい借りて予備費を積み上げると、また借入れが増えるという形になるので、そのところは気を付けていただきたいなと思うんですけど、その見解と、要は公債費が上がらないかというのが心配なところなんですけれども、一応課長が 17 億円ぐらいで収めたいということを言われていましたが、それも対策債を入れずの 17 億円なのか、そのところのご答弁をお願いいたします。

それと、光ネットワーク維持事業なんですけれども、今後やっぱり 3,000 万円ぐらい、ずっと毎年掛かりそうだということでしょうか。更に、今回備品でお知らせ端末も 700 万円計上されていますけれども、そういった機械の借換え、そういったものも含めて、極端に増える年とかもあるのか。そういったものも含めて、もう一度お尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 最初の市債の部分ですが、年度末に市債を起こして、その部分を予備費に積み立てるという方法は一切取っておりません。これは、あくまでも市債というのは事業に基づく市債しか借りられません。それと臨時財政対策債は交付税の地方負担分でございます。従いまして、3 月に予算を組む部分、予備費に回す部分という部分は、各課の年度終わってからの不用額分、金額の大きな不用額、それと特別交付税の予算以上に来ている部分、そういう部分を予備費のほうに回す分でございます。この予備費につきましては、一部は緊急的な部分に即時に対応できる分という意味と、もう一つは次年度の繰越金という形の歳入ですね、こちらの財源として活用できるという二つの面を持って対応しております。従いまして、議員が言われましたように、市債を起こしてその部分を回すというやり方ではございません。

それと、償還額のピークですが、確かに 17 億円ぐらいがピークというふうに話してきております。17 億円台の後半になるかなと思っておりますが、できるだけ阿蘇市の財政規模で償還できる範囲内、あくまでも財政規模に応じた範囲内のピークがそこかなというふうに思っておりますので、今後の事業の推移については十分注意して取り掛かっていきたいというふうに思っております。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 議案書 14 ページ、光ネットワークの事業費関係になります。光ネットワークの維持業務の委託料、これにつきましては平成 26 年度が 3,179 万 2,000 円の決

算額、今回決算見込額ということで3,117万3,000円を上げております。先ほど申し上げましたように、端末の移転とか、光ケーブルの修繕、光ケーブル自体の移転等の業務になってきますので、3,000万円前後で推移するというふうに見込んでおります。

また、今後の計画でありますけれども、平成22年度の国の事業、繰越しの事業ということで対応しました。それから、もう5年を経過しておりますので、その基となるメインのサーバー等については、本年度から年数を追って総合的なリプレースということで対応をしていくようにしております。その関係で、備品購入事業のお知らせ端末、これにつきましても今年150台追加購入して対応したい。本来であれば、次世代の機械ということでお知らせ端末も次世代の機械を探しておりますけれどもなかなかない。次世代の機械といったらタブレット式というふうにごんごん変わっております。しかし、今ようやく5年を経て、各家庭、お知らせ端末、どういったものか、どういったふうに使えるのかということが浸透してきておりますので、いきなりもうタブレット端末に変えるんじゃないくて、今のお知らせ端末を十分活用し始めておりますので、使えるようにということで今回お知らせ端末を150台余分に買うようにしております。ただ、このお知らせ端末についても、現在もう製造が終了しております。その関係で、ある程度台数を確保した上で今後対応していきたいということで、今回予算計上させていただいております。

以上になります。

○議長（藏原博敏君） 谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 財政課長にまず、そうですね、26年度の3月の答弁とやりとりの中では、私が聞いた認識では起債も上がっていったので、確かそういう質問をして、市債を起こして予備費を充てたような答えだったような記憶があるんですが、それについてはちょっと議事録でも見ないと分からないので、後からまた勉強しておきます。

要は、公債費の17億円という数字には対策債は入れないということで認識しているということでしょうか。

もう一つ、光ネットワークについては、どこかでケーブル全体を入れ替えにやいかんとか、何かを10年後に入れ替えにやいかんとか、そういったことは起きるんでしょうか。一応、今のところずっと修理のとかメンテナンスしていけば、ある程度あと10年ぐらいもつとか、そういう感じで考えておられるんでしょうか。3回目ですので、まとめてお願いします。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 償還額の17億円について、臨時財政対策債を充てるとかじゃなくて、臨時財政対策債はあくまでも交付税の地方負担に代わる分でございますので、一般財源化されます。一般財源化されますので、基本的にどの事業に充てても構わないということです。だから、阿蘇市の歳入歳出の額の中に歳入として入れ込むという形になりますので、その部分が財源という形ではありません。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 光ネットワーク関係につきましては、ケーブルそのものはやっぱり10年ないし20年は大きな風水害とかなければ対応可能だというふう考えております。

ただ、今後必要になってくるのがお知らせ端末を配信するための告知のサーバー、これがやがて 3 億円弱必要になってきますし、テレビ電話のためのサーバー、これにつきましても 4,000 万円程度必要になってきます。すみません、先ほど申し上げました告知サーバー、お知らせ端末の配信は 3,000 万円ですね、それとテレビ電話の分が約 4,000 万円のリプレース、あと地区の簡易放送、例えばどこ地区だけが放送できるような簡易放送のサーバー、これが約 1,000 万円程度掛かってくるようになってきます。ケーブル自体は 10 年、20 年保つかと思いますけれども、こういった電子機器でありますので、サーバーは定期的に更新を掛けていかないと、ある程度耐用年数を過ぎれば、いつ、どの段階でサーバーがパンクすると、そういったことじゃ非常に防災面、諸連絡面も含めて大変なことになりますので、メンテナンスを行いながら、定期的な更新を掛けていく、そういったことになってきます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 2 点ほどお尋ねいたします。

まず、17 ページ、衛生費関係ですけれども、17 ページ、18 ページには広域関係がありますけれども、すべてが減額ですけれども、歳入のほうで説明がありましたけれども、この歳出についても全部人事関係と置いていいんですかね。

それが一つと、26 ページの教育関係ですけれども、これも減額になっておりますけれども、文化的景観保存調査委託等の委託料となっておりますけれども、今になって気がつきました、これはどんな事業かを説明していただきたいと思います。

以上、2 点です。

○議長（藏原博敏君） 財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） 阿蘇広域の分ですが、14 ページの 225 万 9,000 円の増額、それと 16 ページの真ん中ぐらいにあります、介護保険というところで△97 万 9,000 円、それと今議員が言われました 17 ページから 18 ページに掛けた環境総務費の△115 万 8,000 円と△5 万 9,000 円、これはすべて人事異動に伴う部分でございます。

○議長（藏原博敏君） 教育課長。

○教育課長（日田勝也君） ただ今ご質問いただきました 26 ページの世界遺産推進室の郡市事業関係の文化的景観保存調査等委託料を今回 8 万 9,000 円減額していますが、減額の理由につきまして、委託料のこれは入札残です。7 市町村から負担金を集めて事業を行ってまます関係上、7 市町村がそれぞれ統一的に方向性を持って地域の選定をしながら、関係する団体から同意をいただきながら保存計画をつくっていくこととしており、最終的に製本してまとめていくことに現在取り組んでいるところでございます。その部分の委託料とご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9 番（河崎徳雄君） 後のほうの質問ですけれども、文化的景観のほうですけれども、先ほど 7 カ市町村と申されましたけれども、事務局はどこが持っているわけですか。

○議長（藏原博敏君） 教育部長。

○教育部長（園田羊一君） ただ今の質問にお答えいたします。

現在、阿蘇市で郡市の事務局持っておりまして、旧役犬原小学校跡に事務所を併設しております。先ほどの課長の説明もございましたように、来年1月に重要文化的景観の国への選定申し出をする予定でございますので、その計画の策定費用の入札残ということで8万9,000円についてはご理解いただきたいと思います。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

お諮りいたします。やがて12時になりますが、議案審議中のため、このまま続行したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、このまま続行いたします。

古木孝宏。

○17番（古木孝宏君） 古木です。

さっきの光ネットワークの件についてもうちょっとお尋ねをしたいと思いますが、さっき総務課長の答弁の中で、もう機器は製造を止めたというようなことの説明でありましたが、今後切り替えは今のやつであと何年ぐらい見ておるのか、いつごろそういう切り替えをするのか。ちょっとその点をお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 切り替えについては、お知らせ端末自体の切り替えというふうに理解してよろしいですか。お知らせ端末には、先ほど申し上げましたようにお知らせ端末、今の機能を持った次世代の機種は出ておりません。全部タブレット式に変わっておりますので、まずは最低5年間はある程度台数を確保して今の機種を使っていきたいということで、32年、もしくは33年ごろにはある程度しっかりした次世代の機種も出てくるかと思っております。テレビ電話、電話機能を持ってお知らせの機能もある、そういった機種が出てくるというふうに予想されますので、平成27年からの5年間の32年ぐらいまでは、今の機種で何とか延命措置、対応してまいりたい、そういうふうに思います。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） それで、経過すれば、結局その修繕費あたりも上がってくると思うんですね。さっき3,000万円で推移するのじゃなかろうかというようなお話でしたが、以前にも申し上げましたが、今結局市民の方々は無料でしょう。ですから、その辺を今後やっぱり経費が掛かるわけですから、最低限度の500円か1,000円でもと、前にも申し上げましたが、そのくらいはやっぱり負担をしていただいてもいいんじゃないですか。その辺を今後検討していただきたいと思いますが、それはできませんか。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） 当初にあたっては、あくまでも市の政策、市の方針としてお知らせ端末については配布世帯、無料で市内、産山村も含めたところで配布を行っております。ただ今ご意見をいただきました。今後の検討課題、5年間ありますのでその中でどういった方向が一番いいのか、それを煮詰めた上で対応していきたい、この場では有料化しますとも、

無料化でいきますとも言えないような状況であります。どうしても一部の人が情報を得られるんじゃないかと、市としては分かりやすく、緊急時の放送も含めてあらゆる全世帯に放送したい、そのためには無料がいいということで当初はやっております。

○議長（藏原博敏君） 古木孝宏君。

○17番（古木孝宏君） 当初は分かります、当初説明受けましたので。今後ですよ、やっぱりそういうことを、やっぱりタダはいかんですよ、タダは。使う以上は幾分かは負担していただくというのが本当じゃなかろうかと思しますので、今後切り替え、諸経費いろいろと掛かってくると思いますので、結局はそういうお金が掛かってくる時は市民が負担するわけですので、その分を毎月でも、年払いでもいいですから負担をしていただくような方向で検討してください。あんまり出す方向には皆さん抵抗があるかもしれませんが、やっぱり使うわけですので、タダはいかん、タダは。検討してください。

○議長（藏原博敏君） 総務課長。

○総務課長（高木 洋君） ただ今ご意見をいただきましたので、じっくり検討いただく、市民の皆さま方、ご理解がいただけるようであれば、そういった方向で進めてまいります。今後の検討課題としていきたいと思っております。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。

午前中の会議をこの辺で留めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、午後1時から再開いたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、ただ今から午後の会議を開きますが、午後の会議におきまして、教育長が公務のために欠席の申し出がっておりますのでお知らせいたします。

日程第12 議案第91号 平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第12、議案第91号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

○住環境課長（古閑政則君） お疲れでございます。ただ今議題とさせていただきました議案第91号「平成27年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」説明申し上げます。

資料のほうは、別冊2でございます。

1ページをお願いいたします。本予算は2号補正でございます。既定の歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ 1,150 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 7 億 7,452 万 9,000 円と定めたところでございます。

内訳については、歳入歳出予算事項別明細にてご説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 1 分担金及び負担金、項 2 負担金、目 1 下水道受益者負担金、既定の額に 1,150 万円追加しまして 2,138 万円としたところでございます。内容につきましては、現在汚水管渠整備をしております乙姫ハイランド地区の供用開始が来年 3 月の予定となりましたので、その受益者負担金収入を計上させていただいております。

5 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、既定の額に 350 万円追加いたしまして、1,030 万 9,000 円としたところでございます。内容としましては、節の報償費でございますけど、受益者分担金及び負担金前納報奨金、これは歳入で申しあげました乙姫ハイランド地区の供用開始に伴う受益者負担金の一括納付等に対しまして報奨金を計上したものでございます。目 2 維持管理費、これは補正の増減はございませんけど、節の需用費、委託料の調整をさせていただいております。

款 2 事業費、項 1 下水道事業費、目 1 下水道事業費、既定の額に 800 万円を追加いたしまして 3 億 7,347 万 8,000 円としたところでございます。内容の測量設計業務委託費でございますけれども、幹線道路の農道整備事業によりまして、成川橋の架け替えが県のほうで計画されておりますが、この橋梁に添架しております下水道の幹線管渠の移設に必要な測量設計委託料を計上させていただいております。

以上です。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 13 議案第 92 号 平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 13、議案第 92 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 92 号「平成 27 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算」につきましてご説明いたします。

別冊 3 をお願いいたします。

1 ページをお願いします。本予算は、第 3 号補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,464 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 43 億 9,292 万 5,000 円といたしました。

4 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 8 共同事業交付金、目 2 保険財政共同安定化事業交付金につきまして、8,258 万円を増額しております。これにつきましては、

平成 27 年度交付決定通知によるものでございます。国民健康保険団体連合会からの交付によるものでございます。

続きまして、款 10 繰入金です。一般会計繰入金といたしまして、出産育児一時金など 206 万 8,000 円を増額しております。

5 ページをお願いいたします。歳出でございます。款 1 総務費、目 1 一般管理費につきまして、144 万 3,000 円を増額しております。共同電算委託手数料としまして、こちらにつきましては国民健康保険団体連合会におきまして、電算処理業務の単価が見直されたことによるものでございます。

6 ページをお願いいたします。款 7 共同事業拠出金、目 2 保険財政共同安定化事業拠出金、こちらにつきましては 8,258 万円を増額しております。先ほど歳入でご説明いたしました国保団体連合会からの交付金を財源としているものでございます。

以上でございます。ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 14 議案第 93 号 平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 14、議案第 93 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 93 号「平成 27 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算」につきましてご説明いたします。

別冊 4 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。本予算は、第 3 号補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 164 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 32 億 59 万 7,000 円といたしました。

4 ページをお願いいたします。債務負担行為補正でございますが、こちらにつきましては先日の全員協議会でご説明申し上げたとおりで、補足はございません。

6 ページをお願いいたします。歳入です。こちらにつきましては、後ほど歳出のほうでご説明したいと思いますけれども、地域支援事業に係るその事業の見直しによりまして必要となる財源の組替えを行っております。

7 ページをお願いいたします。歳出です。款 1 総務費の目 2 認定審査会共同設置費につきまして、183 万 6,000 円を減額しております。こちらにつきましては、阿蘇広域行政事務組合負担金の確定によるものでございます。

続きまして、款 5 地域支援事業費につきましては、項 1 介護予防・日常生活支援総合事業費を 242 万 3,000 円増額し、その下の項 2 包括的支援事業任意事業費につきまして、その同

額 242 万 3,000 円を減額しております。こちらにつきましては、事業の見直しによりまして財源の組替えを行っているところでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 15 議案第 94 号 平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 15、議案第 94 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

○ほけん課長（藤田浩司君） ただ今議題としていただきました議案第 94 号「平成 27 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算」につきましてご説明申し上げます。

別冊の 5 をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。本予算は、第 3 号補正であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 46 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 3 億 9,829 万 8,000 円といたしました。

4 ページをお願いいたします。歳入です。主なものといたしまして、款 4 繰入金、目 2 保険基盤安定繰入金につきまして 48 万円を減額しております。広域連合への負担金が確定したことによるものでございます。

5 ページをお願いいたします。歳出です。主なものといたしまして、款 2 後期高齢者医療広域連合納付金につきまして 48 万円を減額しております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終了します。

#### 日程第 16 議案第 95 号 平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 16、議案第 95 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（宮崎 隆君） ただ今議題とさせていただきました別冊 6 になります。議案第 95 号「平成 27 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 2 号）」につきましてご説明をいたします。

4 ページをお願いいたします。今回歳出の補正のみでございます。款 4 水道管理費、目 1 水道管理費の修繕料につきましては、通常の修繕費用に不足が生じたので、今回 100 万円増額して 250 万円計上いたしております。修繕内容としましては、漏水に伴う修繕が主でございます。なお、財源につきましては、予備費を充当いたしましたので、歳入歳出予算総額に変更はございません。

以上、中通財産区特別会計補正予算についてご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第 17 議案第 96 号 平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第 17、議案第 96 号「平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

水道局水道課長の説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（丸野雄司君） ただ今議題としていただきました議案第 96 号「平成 27 年度阿蘇市水道事業会計補正予算」につきましてご説明を申し上げます。

資料は、別冊 7 でございます。

5 ページのほうから、明細書のほうでご説明をさせていただきます。6 ページ、1 の収益的収入でございます。款 1 上水道事業の収益、節 1 他会計負担金でございます。一般会計への補正予算でもご説明がありましたとおりでございます。古城財産区管理になります当三野地区につきましては、平成 20 年の災害発生以降、上水道で供給をしましてまいりました。本年度 4 月から 9 月まで発生しました水道料金の一部につきまして、一般会計から繰り入れて負担をいただく分でございます。

なお、10 月から正式に私ども上水道のほうに切り替えてやっておりますので、通常使用されたお客さまの今後負担となり、一般会計からの繰入れはこれが最後となります。

めくっていただいて 7 ページでございます。2 の資本的収入及び支出でございます。まず収入からでございます。款 2 簡易水道事業資本的収入でございますが、今年度予定をしております波野簡易水道整備工事につきまして、今回国の補助が確定されました。よって補助額の減額と、それから補助裏分の不足額につきまして補正をするものでございまして、内容といたしましては節 1 の工事負担金を 150 万円増額、そして同じく節 1 企業債を 150 万円の増額、節 1 国庫補助金が 322 万 8,000 円の減額でございます。よって合計でございますが、既定の予算額から 22 万 8,000 円を減額いたしまして、合計で 1 億 8,408 万 5,000 円としたところでございます。

支出でございます。款 1 上水道事業資本的支出の節の委託料でございます。950 万円を補正いたしております。主に来年度国の指導に基づきまして、簡易水道を上水道に統合を予定しております。その際、事業内容の変更が生じるため、厚労省の認可を受けるにあたり、ど

うしても本年度に今回の手続きが必要であり、資料を作成するものでございます。

第3固定資産購入費でございますが、23万3,000円でございます。古城地区の配水管整備工事に伴いまして、水圧不足解消のために設置をいたしました加圧ポンプの用地につきまして購入する必要が生じたために、今回補正をいたしております。

以上、合計でございますが、既定の予算額に973万3,000円を補正いたしまして、合計で4億9,460万3,000円としたところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終了します。

#### 日程第18 議案第97号 平成27年度阿蘇市病院事業会計補正予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第18、議案第97号「平成27年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務局長の説明を求めます。

事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お疲れさまです。ただ今議題としていただきました議案第97号「平成27年度阿蘇市病院事業会計補正予算」につきましてご説明をさせていただきます。

別冊8をご覧ください。

1ページを開けていただきたいと思います。本補正予算は、第1号補正になります。特別損失を3億5,647万5,000円減額させていただきまして290万円としており、合計といたしまして病院事業費用の合計額が、26億2,070万5,000円とさせていただいております。なお、本年3月議会でご承認いただきました平成27年度当初予算におきまして、支出のうちこの特別損失額3億5,647万5,000円が収入を上回る赤字予算となっておりますが、ここで減額をさせていただきましたので、その結果、収入支出同額の予算となります。

詳細につきましては、5ページをご覧ください。その他特別損失ということで3億5,647万5,000円合計として補正をさせていただいておりますが、その内訳といたしまして、病棟等解体撤去費が7,494万円ということで、これにつきましては解体に掛かる直接経費ということで計上しております。病院のほうで解体工事費用の負担をすることにしてはおりますが、今年度、9月末上半期を終了いたしまして、経営上、財源の確保が厳しいという状況が予測されましたので、解体を見送ることに決定いたしました。

そして、従いまして今申し上げました直接経費と企業会計処理上、今の資産価値になりますが、解体予定の病棟等、建物設備機器等なんです。簿価といたしまして2億8,153万5,000円ございましたので、それを落とすということにしてはおりますが、壊すことをやめましたのでその分の損失額に計上していた額を減額させていただいたということでございます。結果といたしまして、合計いたしました3億5,647万5,000円を減額し、収益的支出の総額を

26億2,070万5,000円とさせていただいたところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 今、局長より正しく説明がありましたけれども、理解はいたします。しかし、言葉の中で経営上という言葉も出ましたけれども、いつかはこれ、当然しなければならぬわけですね。27年度、また期中ですけれども、どうしてこの段階で補正で上げるかをお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

予定では今年度の中で費用を捻出、財源を捻出して取壊しをさせていただくという事は予定しておりました。ということで、当初予算に計上しておりましたが、重複しますが、上半期を終了した中で、いわゆる病院の通常の運営ですね、そのほうが毎月の収支の中で、いわゆる赤字をまだ抜け切れておらないということで、27年度の決算においてもかなり厳しい状況だと思っております。ということで、落とす時期については、例えば3月議会で計上させていただくというのもありかと思いましたが、もう病院といたしましては今年度中の解体をしないということを決めたものですから、当然損失額のほうに計上される額が大きゅうございますので、この時点で計上させていただいたということでございます。

なお、今後の見通しにつきましては、27年度の決算如何ではございますが、今回解体を見送ることにつきましては、市のほうにも公有地活用に伴う庁内検討会議のほうにもご報告させていただいておりますし、例えば見通しということにつきましては28年度、あるいは29年度ですね、28年度以降ということも予定しておりますが、一番可能性として考えておりますのは、29年度公共施設管理計画の中で、いわゆる公共施設の解体費用についても起債対象になるというメニューがございますので、その中に入れていただいて、起債対象として取組みをさせていただければ、病院の会計のほうにも負担が減ることになりますので、予定といたしましては現在そういうことを考えております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） じゃ、もう一度お尋ねというか、確認をいたしますけれども、事業費用を減額したわけですね。当然収入の、当初覚えておりますけれども医療収益、23億円が非常に厳しい見通しが立ったという判断をしていいわけですかね。それをお尋ねいたします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） お答えさせていただきたいと思ひます。

27年度の当初予算上は、当然入院収益、外来収益、現在のところ予算を作成させていただいた目標に向かひまして、今全職員で増収対策を図りながらやらせていただいておりますが、決算につきましては、上半期は厳しかったと。これからの下半期も目標値を設定して、数値目標を上げてやっておりますが、冬場になれば例年入院患者さまが増えるということで収

入の増は見込めるということもございますので、そういった中で、まず経営のほうを最優先に考えさせていただきたいと、通常のランニングをやらせていただきたいということを予定しております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） 河崎徳雄君。

○9番（河崎徳雄君） 関連で質問をしますけれども、駄目だったら駄目でいいです。市長の経営方針の中で、経営のアドバイザー事業を活用して、専門家を迎え経営の効率化を詳細にわたり助言をいただいたとなっておりますけれども、お答えできるとすればどのようなアドバイスがあったかをお聞きいたします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 11月に総務省の経営アドバイザー派遣事業を受けまして、その中で専門家の方2名に来ていただいているいろいろ助言、指摘を受けております。公立病院を運営していく中で、いろいろ全国の公立病院の成功例を指導されてきた先生方ということで、今うちの病院に足りないところと努力すべきところというところを的確な助言指摘を受けたと思っております。今回、今それに対しまして病院側といたしましては、いわゆるその将来早い時期に経営が好転するように、末端職員まで浸透するように経営企画会議というのを立ち上げて、いわゆるプロジェクトチームみたいな形で検討を進めておると、対処方針を早期に決定して、しかるべき対策を講じていくということで今取り組んでおります。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 説明からいくと、上半期の決算は終わって、数字は出ているわけですよ。それで、上半期が厳しくて、下半期でも巻き返しが難しいということで、解体を断念したということで、判断的には経営的には正しいだろうと、そのように思います。ただ地元として、早く解体してあそこを更地にしていただいて、どういうふうにするのかというのを市のほうとして方針を出していただかんと困るという住民の意見もございます。そういう意味では、早く解体して財政課なり所管を移していただきたいと思うんですが、経営が厳しくて現金が出ないということであれば仕方ないんですけども、ぜひ努力して、来年ぐらいはそのめどを立ててほしいと思うんですが、それをお願いします。

それと、上半期の決算が出たんだったら、その報告書は出していただけますでしょうか。

その2点、お願いします。

○議長（藏原博敏君） 医療センター事務局長。

○阿蘇医療センター事務局長（井野孝文君） 解体時期につきましては、ご要望として賜りたいと思います。

上半期の決算と申しましたが、通常の形でのご報告にはなっておりませんので、数字上言いますと経常損益で4月から9月の上半期で2億7,000万円ほど計上損になっておるとい

状況です。所定の様式はございませんので、また詳細は病院のほうに来ていただければご説明したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

#### 日程第19 陳情第1号 国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書

○議長（藏原博敏君） 日程第19、陳情第1号「国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書」を議題といたします。

陳情書を議会事務局に朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（石寄寛二君） 陳情書を見ていただきたいと思っております。

まず1枚めくっていただいて、陳情第1号、阿蘇市議会議長、藏原博敏様。2015年11月13日。陳情者は、熊本県社会保障推進協議会会長、鳥飼香代子氏です。

国民健康保険財政への国庫負担割合を増やすことを求める陳情書。

陳情趣旨については、ここに記載のとおりです。下のほうに、陳情項目とありますが、1、国民健康保険財政全体への国庫負担割合を増やすこととなっております。

以上です。

○議長（藏原博敏君） ただ今議題となっております陳情第1号につきましては、所管の常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第20 請願第5号 「TPP「大筋合意」の撤回を求める意見書」を国会に要請する請願書

○議長（藏原博敏君） 日程第20、請願第5号「TPP「大筋合意」の撤回を求める意見書」を国会に要請する請願書」を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

2番議員、竹原祐一君。

○2番（竹原祐一君） TPPの大筋合意に対しての撤回を求める請願書の提案理由をさせていただきます。

10月5日、アメリカのアトランタで開催されたTPP閣僚会議で、大筋合意に達しました。私たち農民をはじめ食の安全、医療、保健、地域の経済、雇用に重大な打撃を与え、国の主権を侵害するTPP合意に強く抗議し、合意の撤回を要求いたします。そして、今回、国会の中で決議がなされた主要5品目については、関税の撤廃ではなく削減も行わない、そして除外であり、これが満たさない場合は交渉から撤退する、そういう国会決議でありました。しかし、この大筋合意、中身を見れば、完全に国民の願いを踏みにじっています。米価大暴落の下で、アメリカの米、TPP特別輸入枠を7万tと増やし、そしてミニアクセスの運用改定により、米のTPP特別輸入枠を6万t増やしています。また、牛肉、豚肉の関税を実

質的には撤廃せずに、近い水準まで削減をする。牛肉においては200万tから6,250万tに引き上げるという形ですけれども、この6,250万tというのは日本の生産量でいけばわずか3%です。それまでアメリカのほうで開放すると、そういう約束をしています。ところが実際、その3%しかアメリカに輸出ができない。それも15年先という状態です。

今回の牛肉そして豚肉の関税、実質的には撤廃に近い水準まで削減する。そして、麦や乳製品、そのほとんどTPP特別輸入枠を申請する、どこから見ても正規扱いなどと言えるものではありません。更に5品目以外の鶏肉、鶏卵、そして果樹、りんご、ワインや水産物、また林産物に至っては、関税撤廃に踏み込んでいます。日本の農業、水産業への影響は計り知れない。そして、食料の自給率を引き下げ、日本を存在危機に陥れる、そういうものであると考えます。私は、このTPP大筋合意に、日本の農業、そして日本の農業者を守り発展させるために、この大筋合意に反対するとともに、このTPPというのは市民生活にとっても大きな問題になります。例えば、保険の問題があります。アメリカの大手の保険会社、実際アメリカにおいては日本のような国民皆保険という制度はありません。みんな民間の保険会社が医療行為の保険を払っている状態です。例を申せば、盲腸一つ、日本でいけば高額医療があります。アメリカの場合、盲腸を手術すれば何百万円と、700万円とも言われています。そのような制度がTPPにより入ってくるということは、日本の経済にとっても大きな問題です。

従って、私はこのTPP大筋合意に反対の意見をさせていただきます。どうかご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（藏原博敏君） これより、紹介議員に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。

谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 質疑というわけじゃないんですけども、TTPになったり、TPPになったり、文字が結構間違っていますので、そこを訂正してください。

質問は控えます。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、請願第5号の質疑を終了いたします。

ただ今議題となっております請願第5号につきましては、所管の常任委員会に付託をいたします。

以上で議案等の質疑が終了いたしました。それぞれの常任委員会付託につきましては、議案第81号から議案第97号まで、陳情1件、請願1件をお手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をいたします。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れでございました。

午後1時40分 散会